

生駒市小規模貯水槽水道管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、小規模貯水槽水道の管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 小規模貯水槽水道の管理は、貯水槽水道の設置者が自ら責任をもって行うものであり、生駒市長（以下「市長」という。）は、この要領の目的を達成するため、設置者の協力のもとに指導を行うものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模貯水槽水道 簡易専用水道、専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）のいずれにも該当しない受水槽以下の水道設備をいう。
- (2) 設置者 小規模貯水槽水道の所有権を有する者又は管理権限を有する者をいう。
- (3) 貯水槽 受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。

(責務)

第4条 設置者は、小規模貯水槽水道の管理を自主的に行うとともに、この要領に基づいて行われる市長の指導に協力するものとする。

- 2 市長は、この要領の適正な運用に努めなければならない。
- 3 市長は、この要領に基づいてその業務を円滑に遂行できるよう奈良県広域水道企業団との連携を密にするよう努めるものとする。

(平常時の措置)

第5条 設置者は、小規模貯水槽水道について次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 小規模貯水槽水道を設置し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。
- (2) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- (3) 小規模貯水槽水道の損傷等の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。
- (4) 1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

また、その結果異常が判明したときは、直ちに市長に連絡してその指導を受けること。

- (5) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (6) 小規模貯水槽水道は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。
- 2 市長は、次に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 設置者に対して前項に規定するもののほか、管理に必要な指導を行うこと。
 - (2) 小規模貯水槽水道台帳を作成し、これを整理し、保管すること。
 - (3) 小規模貯水槽水道の管理の充実を図るため必要に応じ現場調査を行うこと。
 - (4) 小規模貯水槽水道の管理に関する利用者の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

(汚染事故発生時の措置)

- 第6条 設置者は、小規模貯水槽水道に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに市長に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 当該小規模貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとること。
 - (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該小規模貯水槽水道の復旧を図ること。
 - (3) 給水停止等の措置を取った場合は、代替水を確保すること。
 - (4) 当該小規模貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を開始すること。
- 2 市長は、小規模貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置を行うよう努めなければならない。
- (1) 汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、前項の規定に従って適切な措置をとるよう、当該小規模貯水槽水道の設置者を指導すること。
 - (2) 情報収集等行い、事故の内容を的確に把握すること。

(施行の細目)

- 第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

小規模貯水槽水道台帳記載事項

小規模貯水槽水道台帳には、次に掲げる記載事項を必ず設けるものとする。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 3 届出等の経過
 - (1) 設置届収受年月日
 - (2) 変更届収受年月日及び変更事項
- 4 管理形態
- 5 建物概要
 - (1) 主たる用途
 - (2) しゅん工年月
 - (3) 階数
- 6 施設概要
 - (1) 受水槽及び高置水槽並びに圧力水槽
 - ア 設置場所
 - イ 有効容量
 - ウ 材質
 - エ 槽数
 - (2) 原水種別
 - (3) 水道直結栓の有無
 - (4) 配管材質